

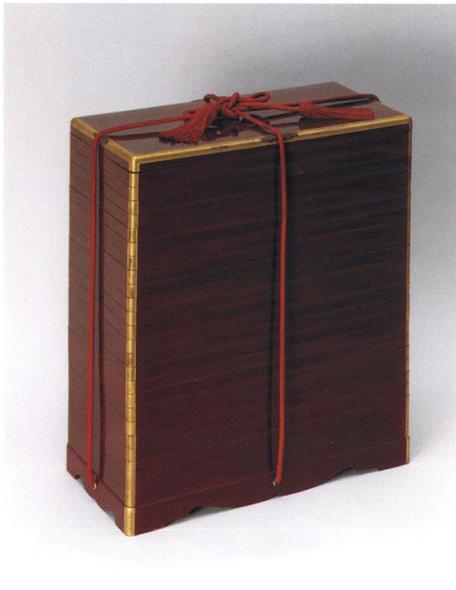
19 日本歴代古金銀貨幣模造鑑 藤島常興 一組

金、銀ほか
 総一八・五×五七・五×六五・五
 明治二十二年（一八八九）



20 日本各邦製古金銀貨幣模造鑑 藤島常興 一組

金、銀ほか
 総二八・五×五七・五×六五・五
 明治二十二年（一八八九）



各二十二段の重ね箱にまとめられたこの二組の「古金銀貨幣模造鑑」は、日本の古代から江戸時代末までの貨幣を歴代順に、あるいは地域毎にまとめて総覧できるように、文献や実際に遺されている貨幣を詳細に研究し、金工技術で模造したものである。「日本歴代古金銀貨幣模造鑑」（作品番号19）は箱書きに「日本歴代古金銀貨幣模造鑑 自神功皇后御于至慶応年間」とあり、第十四代仲哀天皇（西暦一〇〇年頃）から幕末の慶応年間までのものが一五〇種、三一九点が収納されている。「日本各邦製古金銀貨幣模造鑑」（作品番号20）は箱書きに「御所女院難判祭祀古金銀判並日本各邦製古金銀貨幣模造鑑 従寿永季間至享保年間」とある。上から二段は、御所女院判あるいは難小判などと呼ばれる、室町時代から桃山時代頃の小判で、禁中に献上、あるいは賜り物や儀式で使用されたものという。三段目以降は各地の貨幣がまとめられ、全部で二九四種、四七八点が納められている。「日本歴代古金銀貨幣模造鑑」は黒漆塗、「日本各邦製古金銀貨幣模造鑑」は潤漆塗の重ね箱で、いずれも中は黒ビロード地を張り、そこに貨幣を貼り付けて、各段をそのまま展示できる体裁となっている。多くが表と裏の二点組で表示されており、各段に「藤島製造」と刻印された銀板が貼られ、銀箔押の題せんに各貨幣の解説が、隅には明治二十二年の年紀と段の番号が貼られている。最上段が「第一号」で、以降、順に番号が付けられる。各種の刻印も緻密に作られており、金属の色味、墨書などもよく模造されている。収納箱の蓋裏に「明治二十二年歲在己丑初冬 生長門国豊浦郡 古光堂 藤島常興作」の墨書がある。

作者の藤島常興（一八二九〜九八）は、銀細工や鋳職を家業とする長府藩のお抱え金工師の家に生まれた。安政三年（一八五六）、常興は江戸へ出て後藤一乗のもとで装剣金工を学び、その一方で時代が求めていた洋式軍事技術に興味を持つようになった。二年後に帰郷、豊浦郡の測量に従事したが、測量器具が粗悪であったため、常興はこの改良に取り組み、以降、測量器具製作に転身することになる。明治五年（一八七二）に工部省に入り、翌年のウィーン万国博覧会に際しては、技術伝習生として渡欧し、測量器具製作を実地で学んだ。この時、常興は四十五才であった。明治十年の第一回内国勸業博覧会では常興の製作した機器が最高賞の龍紋賞を受賞したが、その後は工部省を離れ、独自に測量器械製作所を開設した。この製作所の運営は経済的にかなり厳しく、次第に常興の興味は、貨幣研究へ移り、歴代貨幣の模造と、貨幣史の啓蒙に力を注いだ。本作品の完成と同じ年に常興は模造貨幣を年代にまとめた『日本古金銀貨大全一目表』を出版、この巻頭に模造の目的を「一は以て本邦人の参考に供し、一は以て我邦の淳風を海外に示さんと欲し」と記し、この完成まで六年をかけたという。翌年の第三回内国博覧会にも模造貨幣を出品、求めに応じて同様の模造鑑を作っていたと考えられ、現在東京国立博物館にも常興による模造貨幣が収蔵されている。



第13号

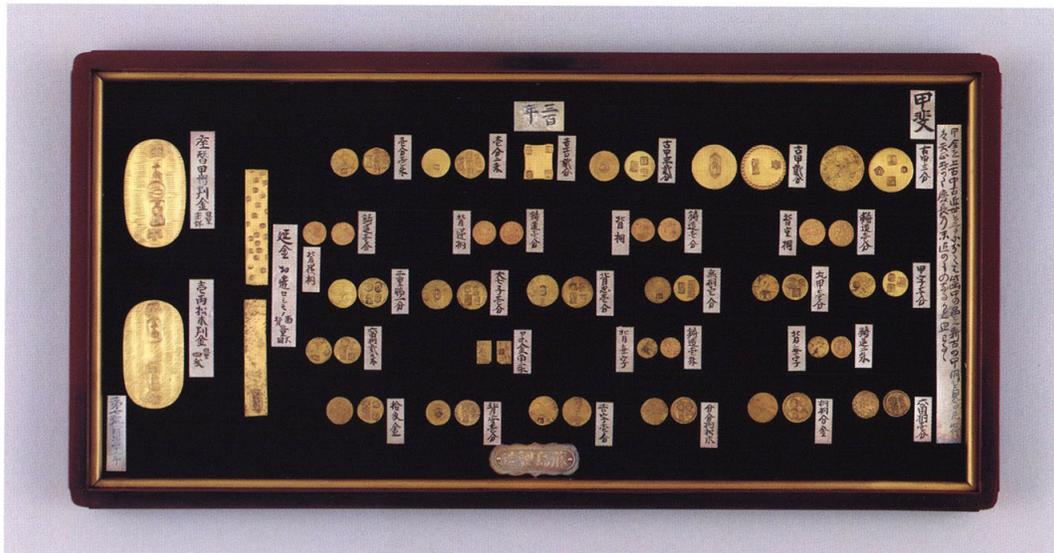


第18号

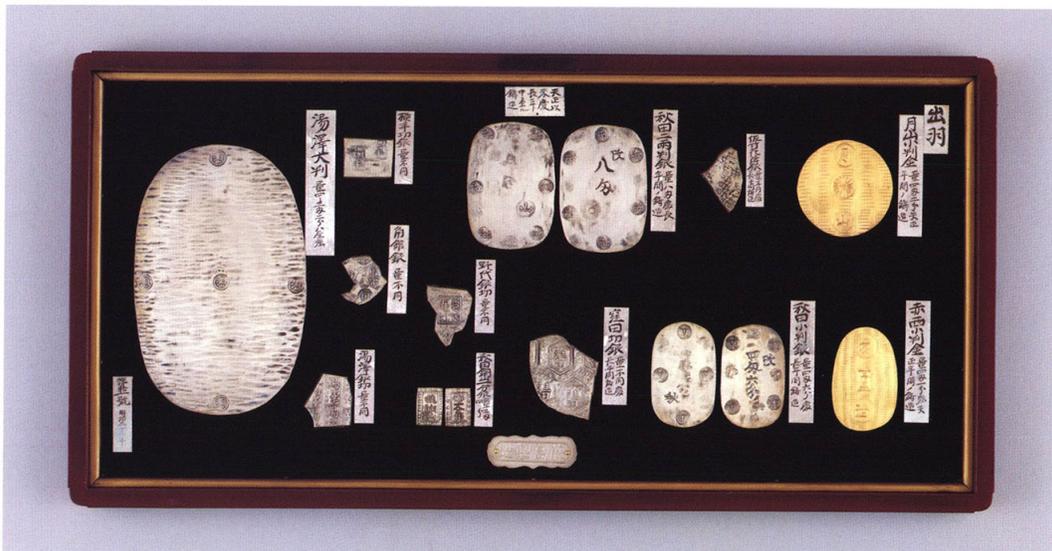


第1号

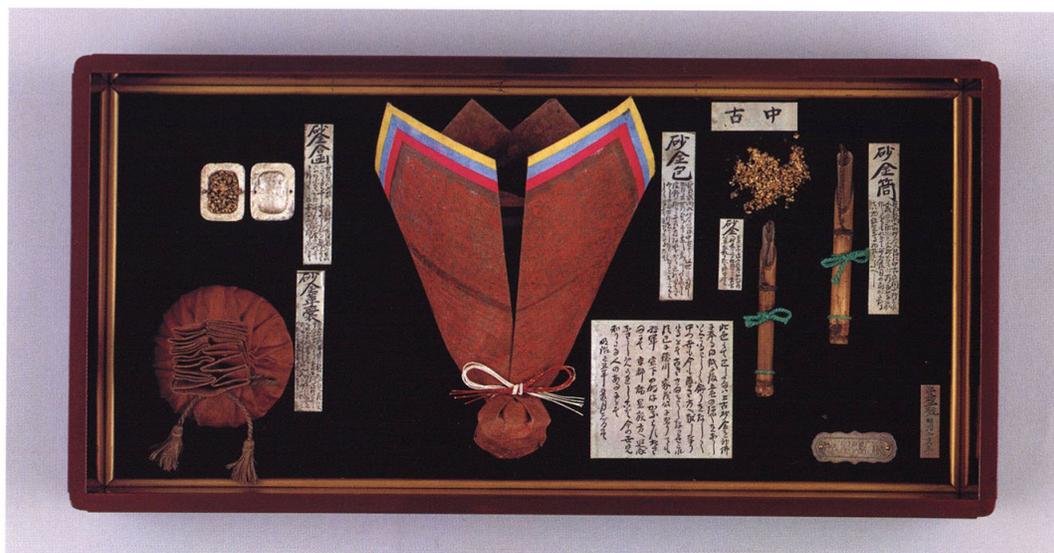
日本各邦製古金銀貨幣模造鑑



第7号



第11号



第22号

- ・各展覧会図録中，作品名や作者，制作年などの表記は，図録発行当時のものです。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録の著作権はすべて宮内庁に属し，本ファイルを改変，再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。
- ・三の丸尚蔵館の展覧会図録（PDF ファイル）に掲載された文章や図版を利用する場合は，書籍と同様に出版を明記してください。また，図版を出版・放送・ウェブサイト・研究資料などに使用する場合は，宮内庁ホームページに記載している「三の丸尚蔵館収蔵作品等の写真使用について」のとおり手続きを行ってください。なお，図版を営利目的の販売品や広告，また個人的な目的等で使用することはできません。

珍品ものがたり

三の丸尚蔵館展覧会図録 No. 58

編集 宮内庁三の丸尚蔵館
制作 株式会社 東京美術
翻訳 横溝廣子
発行 宮内庁
平成二十四年七月二十一日発行
© 2012, The Museum of the Imperial Collections